施設利用契約更新協議書

　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市〇〇保健福祉センター

社会援護（第一・第二）課長　様

所在地

名称

施設長の氏名　　　　　　　　　　　印

　本施設（無料低額宿泊所）の入居者である次の被保護者に係る施設利用契約について、下記２のとおり入居者本人から契約更新の意思表示があり、また、下記３のとおり同人について本施設の継続した利用の必要性も認められるため、契約の更新に先立ち、千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条第３項の規定に基づいて、本協議書を提出します。

記

１　被保護者

（１）氏名

（２）現在の契約期間　　　〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

（３）更新予定の契約期間　〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

２　入居者の意向確認

　　施設利用契約の更新を希望します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　（本人の署名）

３　契約更新による本施設の継続した利用の必要性

|  |
| --- |
| （記載例）  　〇〇〇のため、現時点においては、独立して日常生活を営むことができるとは認められないため。 |

※施設長は、施設利用契約期間の終了前（３か月前～２週間前の間）に、本協議書を被保護者の担当ケースワーカーに提出し、契約更新の必要性について協議してください。

　契約更新に疑義がある場合は、担当ケースワーカーから連絡があります。

参考

　千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

（入居申込者に対する説明、契約等）

第１３条　無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

３　無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第１４条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。